

文化部活動運営・指導の手引

平成31年3月

秋田県教育委員会

I 総 則

文化部活動の意義

生徒の自主的、自発的な参加による文化部活動は、同学年及び異学年の生徒同士や、生徒と教師との交流の中で、好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、多様な学びの場として、その教育的な意義は高い。

また、文化部活動は、生徒が生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成する意義を有するものであるが、大会やコンクールに向け積極的に挑戦する生徒もいれば、友人とのコミュニケーションや自己肯定感を高める居場所として大切にしている生徒もいるなど、多様な生徒のニーズに対応した活動が求められている。

本手引における「文化部活動」の定義

芸術文化を目的とするもの以外にも、生活文化、自然科学、社会科学、ボランティア、趣味等の活動を行うものなども幅広く含まれるものと一般に捉えられている。また、本手引に先立ち、「運動部活動運営・指導の手引」（平成30年8月 秋田県教育委員会）が策定されていることから、本手引における「文化部活動」とは、「運動部以外の全ての部活動」を表すものとする。

本手引の対象範囲

本手引は、中学校（義務教育学校後期課程及び特別支援学校中等部を含む。）及び高等学校（特別支援学校高等部を含む。）段階の文化部活動を主な対象とする。

小学校（義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部を含む。）段階においては、地域によって多様な形態で文化等の活動が行われているが、学校教育の一環として行われるものについては、学校において、児童の発達の段階や教師の勤務負担軽減の観点を中心に十分考慮し、休養日や活動時間を適切に設定する必要がある。

本手引の適用

本手引は、平成31年4月1日から適用する。

Ⅱ 適切な運営のための体制整備

1 文化部活動運営委員会の設置

文化部活動を適切に実施するためには、各学校が文化部活動に対する取組や各部の活動を評価し、改善していくことが必要である。

このため、校内に文化部活動運営委員会を設置し、学校の教職員のみならず、保護者、外部指導者、地域の各種団体等の関係者等を加え、活動内容や活動時間、学校と保護者や地域との連携などについての理解と協力を求めることが必要である。

なお、既に設置している運動部活動運営委員会と合わせて、部活動運営委員会として設置することも可能であり、各学校の実情に応じて、文化部活動の適切な運営がなされるよう体制の構築を図るものとする。

2 複数校合同部活動について

少子化に伴う生徒数の減少に伴い、単独校では十分な活動ができないなどの状況が生じている。学校の実情に応じて、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加するといった合同部活動の取組等により、活動機会の確保について工夫することが求められている。生徒の移動手段や安全の確保、活動場所、指導体制等解決しなければならない課題はあるが、文化部活動を活性化する方法として考えられる。

3 複数顧問制について

複数顧問制は、指導者それぞれの負担を軽減するだけでなく、生徒や保護者からの相談への対応や救急時の対応等、一人では困難な状況をカバーし合うことが可能となるなど、生徒指導の観点からも有効であり、学校の実情に応じて検討していく。

4 地域人材等の活用

専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えつつ、教職員の負担軽減に向けても、地域の専門性を有する指導者から指導・助言を得ることは有効である。

その活用に当たっては、文化部活動が学校教育の一環として行われる活動であることを踏まえ、事前に校長が「学校の文化部活動に係る活動方針」等を十分に説明し、理解を得た上で指導に当たってもらうとともに、体罰やハラスメントの根絶、サービスの遵守等、運営・指導に関する定期的な研修の受講など、学校教育に携わる者としての意識と見識を高めることが必要である。

また、地域の社会教育施設や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の文化施設、社会教育団体、芸術文化関係団体等の各種団体等と連携を図るなどして、部活動運営上の工夫を行うことが求められている。

Ⅲ 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

1 適切な指導

指導者は、生徒の健全な成長の確保の観点から休養を適切に取らせることが必要であること、また、過度の練習や長時間の時間的拘束が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解することが必要である。

また、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒が^{*}バーンアウトすることなく、技術等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な練習方法等の積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うことが重要である。

さらに、保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行っていくことも大切である。

2 文化部活動用指導手引の活用

文化庁が策定したガイドラインにおいて、文化部活動に関わる各分野の関係団体等には、その分野の普及や水準向上の役割に鑑み、文化部活動における指導手引（活動スケジュールや練習メニューの例、効果的な練習方法、指導上の留意点等を掲載）の作成が求められている。

文化部活動の指導者は、こうした指導手引を活用するなどして、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うことが重要である。

3 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

現在の文化部活動は、生徒の多様な潜在的ニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技術等の向上や大会等での好成績を目指すこと以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、多様なレベルやニーズに応じた文化部を設置することが求められている。

^{*}「バーンアウト」……燃え尽きるという意味で、心身のエネルギーが尽き果てた状態を指す。それまで一つのことに没頭していた人が、心身の極度の疲労によって、ある日突然、まるで燃え尽きたかのように意欲を失い、社会に適応できなくなってしまうこと。

人事労務用語辞典

Ⅳ 適切な休養日等の設定

文化部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下の基準を定める。

【中学校・義務教育学校後期課程】

1 基準

- (1) 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。
- (2) 1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。

2 留意事項

- (1) 平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。
- (2) 土曜日及び日曜日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- (3) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。
- (4) 生徒が十分な休養を取ることができるようにするとともに、文化部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- (5) 大会やコンクール等への参加は、生徒の過度な負担にならないように配慮する。
- (6) 休養日や活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえ、定期試験前後の一定期間等に学校全体の休養日を設けるなど、学校や各文化部活動の特性を踏まえ、週間、月間、年間単位等での活動頻度・時間を定めることも考えられる。

【高等学校】

1 基準

- (1) 学期中は、週当たり1日以上、土曜日及び日曜日は月2日以上の休養日を設ける。
- (2) 1日の活動時間は、長くとも平日は2時間30分程度、学校の休業日は3時間30分程度とする。

2 留意事項

- (1) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。
- (2) 生徒が十分な休養を取ることができるようにするとともに、文化部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- (3) 大会やコンクール等への参加は、生徒の過度な負担にならないように配慮する。
- (4) 休養日や活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえ、定期試験前後の一定期間等に学校全体の休養日を設けるなど、学校や各文化部活動の特性を踏まえ、週間、月間、年間単位等での活動頻度・時間を定めることも考えられる。

V 体罰・不祥事等の防止

1 体罰等の防止

体罰は、学校教育法第11条にも記載されている違法行為であり、指導者個人の問題にとどまらず、学校が生徒や保護者からの信頼を大きく失うなど、学校教育全体においても重大な問題である。

文化部活動の指導において、体罰を「厳しい指導」として正当化することはあってはならない。

また、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントと判断される不適切な行動や言動（生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり、否定したりするような発言や態度）は、精神的な苦痛を与え、体罰と同様に生徒の心身に大きな影響を与える。心身の発育発達や技能レベルなどを十分考慮した指導をするとともに、生徒の見本となるような言動を心がけることが求められる。

指導者は、指導的立場にることによって生徒に対して上位の権力をもつことになる。こうした関係を指導者自身が自覚していることが大切である。

2 適切な経費の運用等

文化部活動の運営等に係る経費については、年間計画に基づき、適切な運用を行うものとし、事前に校長の許可を得るとともに、保護者の理解を得た上で徴収し、明朗な会計処理ののち、保護者会等で決算等について報告する。

また、出納簿や通帳等は管理職による定期的な確認が行われることが必要である。

なお、直接的な金銭のやり取りがなくても、指導者の立場を利用した便宜供与や物品の受領又は提供などは反社会的行為となる。

教職員間で気になることがあれば、互いに「注意する」「指導する」「助言する」ことができる環境の確立が求められる。

VI その他

本手引は、生徒の視点に立った文化部活動の改革に向けた具体の取組について示すものであり、平成30年12月に文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び平成30年8月に県教育委員会が策定した「運動部活動運営・指導の手引」の内容を基礎として策定したものである。

各学校においては既に「運動部活動運営・指導の手引」等を踏まえ、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定し、文化部活動においてもこれに準じた取扱いがなされている。

本県においては、本手引に基づき、各種関係団体等と連携しながら更なる適正な文化部活動の運営を推進していくこととする。